

更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会
第1回会合 議事要旨

1 日 時 令和元年5月16日(木)午後2時から午後4時10分

2 場 所 法務省会議室

3 出席者

(座長) 津田 賛平 (弁護士, 元保護局長, 元京都地検検事正)

(構成員) 阿久津 照美 (被害者支援都民センター相談支援室長)

伊東 秀彦 (弁護士)

伊藤 富士江 (上智大学教授, 保護司)

及川 里子 (東京保護観察所被害者担当保護司)

武 るり子 (少年犯罪被害者当事者の会代表)

中原 康子 (横浜保護観察所首席保護観察官)

4 要 旨

(1) 保護局長挨拶

開会に当たり, 保護局長が挨拶をした。

(2) 座長挨拶

座長から挨拶があった。

(3) 座長代理の選出等について

座長が伊藤構成員を座長代理に指名したところ, 構成員から異議はなかった。

(4) 議事の公開等の在り方について

議事について, その要旨を法務省保護局ホームページ等に公開することにより公開することが決定された。

(5) 本検討会設置の趣旨等について

事務局が説明をした。

(6) 各構成員からの挨拶等

出席した構成員から, 自己紹介及び本検討会に関する所感等について発言いただいた。

(7) 本検討会の今後の議論の進め方等について

事務局が説明をした。

(8) 更生保護の犯罪被害者等施策の実情等について

事務局が配付資料について説明を行った。また, 当該説明に対する質疑応答が行われた。

(9) その他

事務局が, 次回以降の開催日程等について, 説明をした。

5 構成員からの主な発言等

(1) 4の(6) 関係(本検討会に関する所感等)

- ・ 制度ができて10年以上経過したが、制度を知らない被害者等がまだまだ多い。
- ・ ①制度を必要としている人に周知がなされているのか、また、②被害者等が、刑事手続等の正確な理解の上で制度の利用の有無を判断できているのかという点に関心。
- ・ 被害者等は、裁判後の加害者がどのような処遇を受けるのかを知らない場合が多い。被害者等と加害者が、またその支援者同士が、互いのことを理解し合うことは意義があり、被害者が加害者の処遇内容等を知るという選択ができるようになることが望ましい。
- ・ 更生保護の犯罪被害者等施策は、再被害をおそれる被害者から関心が高い印象。
- ・ 裁判段階で被害者参加制度を利用された被害者等が、更生保護の段階で制度を用いているのか、用いていない場合、そこにどのような状況・心情の変化があるのかという点に関心。
- ・ 加害者が被害弁償や謝罪をしないという被害者等の意見が多いということを書いていきたい。
- ・ 加害者処遇に携わる保護司の主な関心は加害者の更生であるが、被害者等への関心もある。保護司にも被害者等に関する理解を広げていく必要がある。
- ・ 心情等伝達制度が、本当に被害者の方のためになっているか、加害者の更生に役立っているのか検討したい。
- ・ 全国の保護観察所に被害者担当官や担当保護司が設置されたが、被害者等の実情や被害者支援と加害者の更生に向けた処遇との結びつきが実務の運用に浸透しているのかという点に関心。
- ・ 更生保護官署は、加害者側・被害者側の両面に関わることでできる数少ない場所であり、加害者の真の更生が被害者の回復を後押しすることにつながると実感している。
- ・ 被害者担当官だけでなく、加害者の処遇を行う側の保護観察官が被害者等の声をどのように処遇に反映しているのかという点に関心。
- ・ 被害者等の中には、加害者の状況を知ることができてよかったという場合もあれば、被害者等通知を受け取るのがだんだんと辛くなるという場合もあり、被害者等の心情は多様であることを念頭に、制度の運用を検討する必要がある。
- ・ 制度を実際に使った被害者等の声をできるだけ多く聴きたいし、そのような被害者等の声を元に検討を行っていきたい。

- ・ 実際の現場で何ができるのかバランスをとりながら検討する必要がある。

(2) 4の(8) 関係(更生保護の犯罪被害者等施策の実情等について(事務局説明)に関する意見等)

- ・ 心情等伝達制度は複数回利用可能なのか。
→ (事務局) 原則として保護観察期間中であれば複数回利用可能。
- ・ 心情等伝達制度については、加害者からの反応を被害者等に説明するのにどの程度の期間がかかるのか。また被害者等への説明は口頭か書面か。
→ (事務局) 3か月以内に被害者等に書面で加害者の反応をフィードバックするよう指示している。
- ・ 意見等聴取制度において、交通費は支給されるのか。
→ (事務局) 意見等を述べる被害者等に対して資力要件なく交通費を支給できる。
- ・ 意見等聴取制度における弁護士等の同席に関する統計はあるのか。
→ (事務局) 統計はとっていない。次回ヒアリングで確認願いたい。
- ・ 意見等聴取制度での意見が遵守事項にいかされるのはどのような例か。
→ (事務局) 被害者等が加害者に近付かないでほしいといった意見を述べたときに特別遵守事項として被害者等との接触を禁止する事項が設定されたり、被害弁償をしてほしいといった意見を述べたときに生活行動指針に設定するなどして指導するよう申し送りするなどしている。
- ・ 意見等聴取制度において、遺族からは遠方から赴いて意見を述べたが無駄だったのではないかという話を聞くことがある。意見がどのように反映されたかしっかり説明してほしい。
- ・ 被害者担当保護司はどのような経緯で指名されるのか。
→ (事務局) 各庁の実態によるので一概には申し上げられない。
- ・ 被害者担当保護司は具体的にどのような職務を行っているのか。処遇をしていた保護司が被害者担当となる場合に、思考の軸が加害者処遇のままになっていないか不安である。
- ・ 各制度の利用状況に関する地域別のデータはあるのか。
→ (事務局) 現時点では地域別の統計はない。
- ・ 制度が実際にできるのか、担い手に関するマンパワーについても考慮する必要がある。

(3) 4の(9) 関係(その他に関する意見等)

- ・ 地方別協議会における議論が分かる資料を閲覧したい。
→ (事務局) 検討する。

- 加害者の更生に携わる保護観察官が、加害者が被害者等に対しどう対応したらいいか述べた場合に、どのようなことを大切に考えて指導を行っているのか聞きたい。
→（事務局）ヒアリング対象者に説明を依頼する。